



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：仲野 智  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
Fax (03) 5842 - 5602  
毎月1日発行  
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）  
<http://www.inoken.gr.jp>

## デイーセントワークの確立めざし ILOへ情報提供

### 郵政ユニオン・生協労連が合同で訪問

郵政産業労働者ユニオンと全国生協労働者組合連合会は、5月22日からスイス・ジュネーヴのILO本部を訪問しました。今回の訪問の目的は、ILO条約に関する情報提供であり、日本政府が批准しているにもかかわらず、その条約の主旨に沿った実態となっていないことを告発することになりました。非正規労働者の比率が生協は約7割、日本郵政グループは約5割とともに高く、非正規の均等待遇の実現が運動の大きな柱となっている点において共通していることから、合同でのILO訪問が実現しました。

#### 100・122・156号条約に関する情報を提供

郵政ユニオンからは122号条約（雇用政策に関する条約）に関する情報提供をおこないました（写真）。郵政ユニオンも参加する「ILO条約の批准を進める会」は、これまでに13回ものILO訪問をおこなっており、郵政ユニオンからの情報提供は2010年以降4回目となります。今回は郵政職場における正社員と非正規社員の不合理な格差の実態を告発し、また労働契約法20条（不合理な契約の禁止）違反を訴えて起こした裁判についても報告をし、その上で122号条約にもとづいた完全雇用を日本政府に実行させることを求めました。

一方、生協労連は2008年にILOを訪問していますが、その時は正式な情報提供ではなく、懇談をおこなうにとどまっていました。今回は、非正規労働者の待遇改善に向けて、日本が現在批准している100号条約（男女同一価値労働同一報酬原則）と156号条約（家族的責任を有する労働者）について、生協職場における非正規労働者や女性労働者の実態を通じて、2008・14年にILO条約適用専門家委員会が日本政府に対しておこなった100号条約に関する勧告内容が未だに履行されていない現状について告発しました。そのうえで、ジェンダー平等と均等待遇の実現に向け、100号条約にもとづく同一価値労働同一賃金原則の法制化や、156号条約に



もとづき、すべての労働者が等しく家族的責任を全うすることができる労働諸法典などの制度整備を日本政府におこなわせることを求めました。

#### ILO条約完全履行・全批准と労働法制改悪阻止を一体のたたかいとして

間もなく100周年を迎えるILOでは、これまでに189の条約が作られていますが、日本が批准した条約はわずか49に過ぎません。基本8条約のうち、105号条約（強制労働の禁止）と111号条約（雇用及び職業についての差別待遇）の2つの条約を、日本はいまだに批准していません。今年、ILO条約勧告適用委員会は日本政府に対して、日本が批准している100・122・156号のほか、131号（最低賃金決定）・81号（民間有料職業紹介所）の各条約についての報告を求めており、全労連としても情報提供をおこなう予定としています。

安倍政権はここにきて同一労働同一賃金や最低賃金1000円を言い出しています。これまで（2面へ）

#### 〈今月号の記事〉

職業がんをなくす患者と家族の会・1面続き	2面
安全衛生活動の交流④ 自治労連浜松市職員組合	3面
各地・各団体のとりくみ 京都／愛知／北陸ブロック／生協労連／山梨／長野	4～6面
全労連青年部ユニアカ／相談室だより	7面
過労死労災認定状況	8面

## 職業がんをなくす患者と家族の会を発足

### 結成集会に70人が参加

6月11日、「職業がんをなくそう集会」がエルおおさかで開催され、70人が参加しました。

#### 日本における職業がんの実態

初めに、毛利一平医師（ひまわり診療所所長）が、日本における職業がんの実態について報告しました。日本では、石綿以外の職業がんの労災認定数は10数件程度です。しかし、職業がんは、国際的な研究では全がんの5%程度とされ、日本では1万8000人程度が職業関連がんと推定され、認定件数と大きな乖離があります。背景には①医療機関からの職業病報告制度の未確立、②職業病の過少報告・関心の低さ、③職歴聴取・記録に関する不十分さの3点が指摘されました。

#### 職業がんの救済運動を拡げよう

続いて、池田直樹弁護士から、石橋良信さんの職業がん認定運動の主任弁護士として報告がありました。

石橋さんは、仕事で芳香族アミンなどの化学物質にばく露し、ジアニシジンを取り扱ってから20年後に膀胱がんを発症（労災認定）。更に10年後、口腔がんで亡くなりました。口腔がんについての労災を争ったのが石橋事件です。裁判では、①ジアニシジンが口腔がんを引き起こすことの証明と②石橋さんがジアニシジンによって口腔がんを発症する個別因果関係の立証が必要とされました。

対象者が少数のため疫学による立証が難しく、類似の物質による口腔がんの多発症例や芳香族アミンの代謝物ががんを引き起こすことなどを示しましたが、可能性は認めるが他の発症事例がないので立証には至らないという判決でした。口腔がん発症者が石橋さんだけなのか国は調査もしていません。被害

（1面つづき）の私たちのたたかいの成果であるとともに、これを真に実効あるものにしていく必要があります。最低賃金の大幅な引き上げとともに、パート労働法・労働契約法・労働者派遣法などの抜本的な改正に向けたチャンスでもあります。

生協労連は、111号条約や175号条約（パートタイム労働）の批准を日本政府に求めていくことと合わせて、批准している条約についてもその趣旨にのっとった国内法の整備を求めていきます。また、これらの実現を阻害する労働法制の改悪を許さないた



新たに労組を結成した田中康博さん

者にとって過重な立証責任が求められています。

職業がんの被害を掘り起こすことは重要であり、患者と家族が行政に要請することが一番の力です。たたかいを継続し認定を勝ち取り予防に繋げる運動を強めようと訴えがありました。

#### 職業がんをなくす運動をつなぐ

会は、石橋良信さんの職業がんを認定させる会の総括総会へと続き、「裁判には負けたけど被害者を増やしたくない！職業がんをなくす運動を繋ぎます！」という原告・石橋恵子さんの決意が示されました。そして、職業がんをなくす患者と家族の会結成総会へと続きます。

結成総会では、膀胱がんが多発した化学会社で、労組を結成して職場改善に取り組んでいる田中康博さんが「二度と自分達のような被害者を出したくない」とあいさつ。塗料・化成品製造、航空、印刷から職場の発がん要因や予防の取り組み、アスベスト争議団の訴え、研究者から Wood dust による上顎がん発症事例の報告がありました。職業がんに関する掘り起こしや広報、行政への働きかけを通して、職業がんをなくしていく決意を掲げた結成宣言が参加者で確認されました。（化学一般 堀谷昌彦）



たかいを強めています。

（全国生協労働組合連合会 清岡弘一）

**シリーズ 安全衛生活動の交流**

第44回

自治労連浜松市職員組合

**労働条件と職場環境の改善は、安全衛生活動の推進から**

浜松市役所には33の安全衛生委員会があり、消防局、上下水道部を除いた17の委員会に浜松市職員組合推薦の職員側衛生委員がいます。

委員会は毎月開催。同じく毎月行われる職場巡視（各職場1年間で、産業医、衛生管理者の巡視が各1回、計2回実行）の結果が報告されます。巡視には職員側衛生委員も必ず同行します。報告内容は、公務災害・通勤災害・時間外勤務の時間数、有休・夏休みの取得状況、健康診断による要受診者の受診結果、長期休暇者の情報、室温・湿度・危険箇所の有無などの職場環境です。これらについて協議し、改善策を検討し実行を求めます。委員会の内容は毎回、全職員に委員会ごとの衛生委員会だよりとして報告され、必要に応じて職員組合のニュースでも伝えています。また、全委員会の代表が集まる中央安全衛生委員会も年1回から3回開催しています。

**不払い残業（サービス残業）の根絶に向けて**

2014年1月、職員の家族から組合に手紙が届きました。「毎日帰宅は夜中。土日も代休日も仕事に出ています。残業手当も全部はついていません。浜松市役所はブラック市役所!?」という内容でした。組合では人事当局に調査をさせ、結果、387時間分の不払手当を支払わせました。また、この職場の追跡調査も人事当局に要請。その結果、2014年10月からの3ヶ月間において1090時間分の不払手当が発覚。その分も支払わせました。組合では当該職場の管理職の処分を求めましたが、支払い手続きの不備とされ、処分はされませんでした。

本庁職場などでは、8時前の出勤時、夕方18時以後の退勤時に記録カードの打刻が必要です。組合の目視調査の結果、朝は90%、夕方は72%の職員が打刻をしていないことが判明しました。打刻しない職員の不払残業は容易に推測されるところです。組合はこのことを委員会で指摘。今年4月から服務規程を改正し、打刻を義務付けさせました。

今年5月、静岡県は教育委員会において36協定を超える時間外手当を申告しなかったとして、県立高校の事務長に対して減給10分の1（1カ月）の懲戒処分を行いました。組合ニュースでこのことを取り上げました。厚生労働省は通知で「賃金不払残業を行った労働者も、これを許した現場責任者も評価しない」等、不払残業の是正を現場レベルで徹底することも重要としています。人事当局が本気で賃



職場巡視におけるヒアリングの様子

金不払残業根絶を目指し、コンプライアンスの重要性を言うのであれば、所属長の処分を伴った対応をすべきです。

**長時間・過密労働の削減で健康を守ろう**

委員会では月45時間以上又は年間360時間以上の時間外労働を行った職員について、所属長から時間外勤務の理由、縮減のための措置について報告を求めています。「課内の協力体制で特定の職員への負担が減るようにしていく」との回答がコピーのようになりますが、最近は「業務量の増加が見込まれ、時間外の縮減は難しい」と所属長の追い詰められた状況が語られるようになっています。組合から「各職場は限界にきており、いつ職場が崩壊してもおかしくない」と指摘し緊急の対応を求めていきます。

長時間・過密労働の背景には、行き過ぎた職員削減があります。浜松市は2005年7月の12市町村合併時6439人いた正規職員を2010年度までに614人、その後2015年までに404人、さらに2020年度までに320人削減しようとしています。一方で国や県からの業務、新制度による業務が増えています。

メンタル不全による長期休暇者は50人を超えています。職員の「こころ」と「からだ」の健康を守るためにには、職員削減の推進を中止し職員増へと転換することが必要です。

**市役所に働くすべての労働者を公平に**

ストレスチェック義務化にあたり、組合では、非正規職員・派遣職員も対象とするように求めています。また、メンタル不全者の「職場復帰プログラム」の対象にも非正規職員を含めるよう求めています。臨時・非正規職員は2000人を数え、市民サービスの第一線に立っています。すべての労働者が同じ扱いを受けることのできるよう、その実現のために取り組みます。  
(浜松市職員組合 良知信一)

## 各地・各団体のとりくみ

**京都**

### 中小企業こそ安衛活動の充実を 第24回京都労働安全衛生学校

第24回京都労働安全衛生学校を5月28日、京都総評といの健京都センターが共催で開催し、3つの講義を開講。全体で29人が参加しました。

第1講義「労働安全衛生活動と、健康で安全な職場づくり」は、全労働の小見伸雄さんが講師（写真）。50人未満の中小事業所が事業所数で98%、従業員数の60%が働いているが、労災も63.6%を占めていると紹介しました。また、事業所規模が小規模になるほど、職場の危険性や健康管理のリスクが高まる。その理由は、安全衛生管理体制の未整備、計画管理のなさ、安全衛生教育が不十分、経営トップの安全衛生意識が低いことなどがあり、対策の強化が求められていると強調しました。

第2講義「労災補償制度の申請と認定の取り組み」は、全労働の川部竜喜さんが講師を務め、労災保険制度の基本的事項について説明し、その根拠には憲法の人権規定・労働基準法があり、労働者災害補償保険法で制度が定められていると示しました。そして、請求の手続き・療養給付とその他の請求について



て時効等を解説しました。また、不服審査請求制度の改正点についても説明しました。

第3講義「職場で取り組むメンタルヘルス」はシニヤ産業カウンセラーの清水良子さんが担当。メンタルヘルス不全の仕組みを、職場でのストレス要因、職場や生活の場でのサポート体制、個人のストレスへの気づきや対処能力やその方法を知っているか、個人のストレスに対する耐性がどのくらいあるのか、の4つの角度から詳しく説明しました。最後に、事業者自身がメンタルヘルス対策の責任を明確にし、先頭に立って対策をとること、ストレスチェック制度も生かし、「健康いきいき職場」を作る大切さを強調しました。 （京都センター 新谷一男）

**愛知**

### 行政は被災者の立場に 愛知労働局との懇談会

5月17日、愛知健康センターは愛知労働局（以下局）との懇談会をおこないました。局から4人、健康センターから事務局員ら12人が出席。①厚生労働省の「過重労働撲滅対策特別班」の設置趣旨と局の対応、②長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導結果について愛知の状況、③過労死防止月間に於ける局の取り組み内容と結果及び今年度の計画の3点について申し入れました。

その後、出席者からそれぞれ意見を出しました。①労災認定事件では行政段階では認められなかった事件を健康センターが支援して裁判で認められ、不支給処分を取り消している。行政は被災者救済の立場に立って欲しい、②労働基準監督署がおこなう事業所への臨検でどのような指導例があるのか、③重篤な労災事故で、例えば一年半を超えて治癒しない場合、実情に合わない処分がある。実情に合った判断をすること、④固定残業代制や年俸制で長時間労働が野放しにされている。市バス山田判決では時間外労働が60時間を超えると心身の余力が低下するとされた。36協定は60時間を上限とすることが



望ましい、⑤過労死防止シンポジウムへの局の対応について、⑥愛知センターは全労働が行っている人員増の要求署名を取り組んでいる。⑦愛知健康センターが発行する「いのちと健康」は、県内の全労基署と局に届けている。お読み頂きたい。

また、社会問題化している運動会の組み体操について、労安法では2㍍を超えると落下防止柵が義務づけられているが、文部科学省は無視し教師も知らない。未来の労働者である子どもたちに労働法を適用することは重要と意見を述べました。遅くない時期に次回を行うように申し入れました。

（愛知センター 鈴木明男）

## 各地・各団体のとりくみ

**石川**

### 3県合同で39人参加

#### 第1回 北陸セミナー

5月28日、石川県地場産業センターにて、北陸3県合同で初の北陸セミナーを開催しました。参加者は石川より26人、福井より6人、富山より4人、講師・全国センターより3人の計39人でした。

講演は東京新聞の中澤誠記者より「長時間・過労社会の実態と規制緩和の動き」という内容で過酷な長時間・過労社会の現場実態とそれを可能としている36協定の締結実態、法規制の不十分さなどが生々しく話されました（写真）。また、過労死家族の立場で、兵庫労災を考える家族の会の西垣迪代さんから、息子の死を無駄にしないという決意のもと運動してきた辛苦を語っていただきました。

各県報告では、石川より筋也寸志医師から「長時間労働と糖尿病の関係」として、長時間労働が糖尿病に顕著な悪影響を与える調査結果を報告。福井からは今年結成された化学一般三星化学工業支部の田中康博委員長が「組合に救われた命」として発



癌物質を扱って癌を発症し、組合を結成して取り扱いを中止させたたかいの報告がありました。また、富山高教組・増川利博委員長から「教育現場の長時間労働の実態から」として、教員の過労死ラインを超える長時間労働による精神疾患の病気休職者の急増などが報告されました。

盛りだくさんの内容で、意見交換をする時間が十分に取れませんでしたが、感想は全体として好評で、取り扱ってほしいテーマについても、積極的な要望が出されました。（石川センター 馬渡健一）

**生協  
労連**

### 「ストレスチェックの有効活用」を 第5回労働安全衛生セミナー

6月25～26日に、生協労連第5回労働安全衛生セミナーを開催。18単組48人が参加しました。

今回の労働安全衛生セミナーは、昨年12月から50人以上の事業所で義務化された『ストレスチェック制度』を、「健康な職場をつくるためにどう職場で活用していくのか」を全体テーマとして、1日目は産業医・労働衛生コンサルタントの阿部眞雄先生から「ストレスチェックの有効活用～健康的対話による健康職場の創造～」を話していただきました。講演では、ストレスチェックの目標は健康な職場をつくるためであること、「高ストレス者＝病人」ではないこと、職場のストレスチェックをチェックして働き方の改善をおこなうこと。そして、対話を大切にしなければいけないことなどを学びました。続いて過労死家族の会の寺西笑子さんから「過労死防止法の到達と課題～過労死ゼロの社会をめざす遺族のたたかい～」と題して、ご自身の辛く悲しい体験、

「過労死等防止対策推進法」が成立するまで、これらの課題と遺族の願いを話していただき、参加者の胸に響くものになりました。

2日目は、①いはらき思春期保健協会理事・カウンセラーの井川三千子氏から「さわやかな自己表現



について学ぶ」（アサーション）（写真）、②社会医学研究センター佐々木昭三氏から「決定的な労働組合の役割と労働安全衛生活動」（基礎講座）、③市民生協やまなし労働組合元委員長・横内雅光さんから「長時間労働を改善しよう」④阿部眞雄氏より「ストレスチェック制度の有効活用」の講義を軸とした4つの分科会を行いました。感想として「内容の濃い2日間だった」「次回の企画に期待している」「労働安全衛生活動の重要性がよくわかった」などの声が出されました。

職場では人手不足による長時間労働や有休休暇の取得率低下など、過重な労働実態があります。「働き方」「働くかせ方」を改善し、メンタル不全や過労死を出さないように今後も「労働安全衛生活動」を重点課題にしていかなければならない。と改めて感じる2日間でした。（生協労連 渡辺利賀）

## 各地・各団体のとりくみ

**長野**

### 健康で働きつづけるために 第17回総会・第9回学習交流集会

5月21日に第17回「いの健」長野センター総会を開催しました。古畠俊彦理事長は、安倍政権のもとで、労働者の実質賃金が5年連続の低下となり、アベノミクスの失敗は明らか。「あずみの里」の裁判では、介護現場の実情を無視した「検察のおどし」は不当なもの。いのちと健康をまもるために会の活動がいっそう重要になっている。そのために総会での論議をと挨拶しました。

菅田敏夫事務局長から、2015年度活動の総括、2016年度活動方針、決算報告と予算、2016年度役員の提案がされました。討論では、「故小池雄志さんの労災認定」を求める取り組みについて、ご両親と「支援する会」の林（上伊那地区労連事務局長）さんから訴えがありました。小池さんは、上司からのパワハラと過重労働で「うつ病」を発症し、自死に至ったものです。総会でも支援することを確認しました。

総会は、NPO法人の解散（任意団体としてのいの健長野センターは存続します）を含むすべての議

案を確認しました。

総会に続いて、午後から第9回長野県学習交流集会を開催しました。講師に、服部真医師を招き「健康で働き続けるために～ストレスチェックも活用し職場改善～」のテーマで



話していただきました（写真）。働く者にとって「自分のいのちをまもること」が第1であるのに、日本ではまだ不十分であること。格差の拡大が長時間労働を広げ、ストレスの増加につながっていること。ストレスチェック制度の理解を深め、成功のためのポイントをつかもうとの、お話をしました。経営者・労働者・産業医、さらに労安委員会や労働組合が、どのように役割を果たして連携するか説明されました。そして1人ひとりが明日から行動を起こそうと訴えました。（「長野センターニュース」より）

**山梨**

### 講師の話がストンと胸に落ちる 第18回総会

6月26日、甲府市中央部市民センターで第18回山梨県センター総会が開かれ28人が参加しました。

総会は山梨民医連の金丸直事務局次長の司会で開会し、開会の挨拶で佐藤均理事長は「昨年、国会で戦争法案がとおった、大変くやしい。非正規労働者の割合は38%の厳しい情勢だ。今日はストレスチェック制度の詳しいお話しに期待している」などと挨拶しました。

記念講演は社会医学研究センター理事の村上剛志氏が「労働者の健康調査とストレスチェック制度」と題して「労働と医学127号」のストレスチェック特集号をテキストに講演。社会医学研究センターがとりくんだ健康調査の様子を説明し、全日本教職員組合を10年に1度調査してわかったこと、東京自治労連を5年毎に調査して判明したこと等、職場のストレス調査が労働組合の健康調査に大変有為であることを説明し、ストレスチェック制度について、労働組合の安全衛生委員会の活用と活性化に意義があるとし、詳しく項目毎に解説し、ストンと胸に落ちる講演でした。質疑でストレスチェックは50人



以上の事業所が対象だが、50人未満の所はどうしたら良いか、について小中学校教職員のように市単位または区単位でまとめて実施すると良い等と回答がありました。

第2部の総会では深沢佳人事務局次長が議長に就任、保坂忠史事務局長から議案提案、収支決算報告、活動方針、予算案の提案があり、会計監査報告を小室幹男幹事から報告、県労の臼井さん、医労連の藤島さん、山梨民医連の金丸さん、自由法曹団の小笠原弁護士、元県労の遠藤さんらが討論に加わり、最後に小笠原忠彦弁護士（副理事長）がセンター運動の成果を例示しながら閉会挨拶をして終わりました。

（山梨センター 保坂忠史）

# 全国から50人の青年が集結 ～ユニアカ2016～

5月28・29日の両日にわたり、全労連青年部は、ユニオンユースアカデミー2016（ユニアカ2016）を開催しました。全国から50人の青年が参加しました。

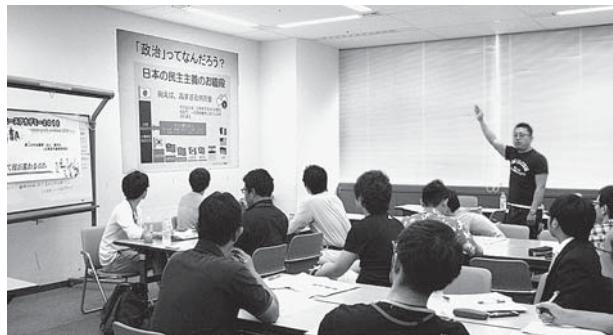
## 1日8000機が日本の上空を飛ぶ航空現場で

初日は、国土交通省東京航空局東京空港事務所内の会議室にて現役管制官の2人が講演。「毎日8000機もの飛行機が日本の上空を飛んでいて、羽田空港には毎日1200機の離発着がある。乗客数は世界5位の年間7000万人。シフト勤務で基本的に残業はないが、休憩時間は明確でない。全国的には欠員も多く、公休日に呼び出しを受ける空港もある」など労働実態についての話がありました。

## 残業なくせ。休みもとれない。

講演後は、生協の配送業務、病院、特別支援学校の3つの職場から報告がありました。「いい仕事がしたい」という純粋な気持ちで早出やサービス残業する。上司や管理職は残業するなというが具体的な手を打ってはくれない」（生協）、「患者の情報収集が大変で1時間前には出勤して前残業（サービス残業）」（小児科・看護師）。「子どもから目を離せないので、トイレに行けず膀胱炎に」（特別支援学校）など厳しい実態が報告されました。報告を受けて、6グループに分かれて交流、異業種の働き方にふれることができました。

その後、全労働省労働組合の山脇薰中央執行委員を講師に「残業代ゼロ制度を許すな～労働法制の改悪について」の学習会を行いました。「成立が狙わ



れている残業代ゼロ法案は、労働時間規制に大穴を開けながら、その下にザルを敷くようなもの」とし、世界各国がディーセントワークをめざすなか、日本が逆行している状況が説明されました。

## 「選挙に行って何がかわる？」

2日目は南部労政会館にて、「Let's 最賃引き上げ～エキタスの取り組みから」（講師：エキタス＝原田仁希さん）「なんで戦争法に反対するの？～国会前で訴える若者たち」（講師：日本平和委員会＝黒津和泉さん）、「選挙に言って何が変わるの？」（講師：北海道労連＝出口憲治次さん）の3つの分科会を行いました。

「アピールしていく活動へのヒントをもらった」「10～30歳代の投票率をあげていかなければならない」「日常的な関係の大事さがわかった」等、今後の活動にむけて積極的な感想が出されました。

分科会終了後、五反田駅前で戦争法反対2000万署名の宣伝活動を行いました。45分の活動で、36人の署名が集まりました。

（「全労連青年部ニュース」より）

## シリーズ 相談室だより（107）

### 突然死裁判を勝利したい

いま、甲府地裁で闘われている「NTT野中延吉突然死行政裁判」について、私たちは「事務職員が山の脱輪現場に行かなければ心筋梗塞の発症はなかった」という立場で、「死因は山歩きと寒冷暴露の突然死」であったと訴えている。

これに対して行政側は、もともと体が弱く山歩きの少しの過重負荷で心筋梗塞を発症したのだから病死だと多数の事例をもとに主張している。

現場は使われていない山道で、NTTの工事車が

脱輪してしまった所で、弁護団と共に被災者が死亡した12月15日に現場調査を行った。約3kgの角材をもって急な山道を登る被災者の負荷と、ころげ落ちた現場の急斜面そして寒さを体験して「寒冷暴露」はあったと実感、現場調査の体験こそが裁判を支える元だと、がんばっている。

認定基準から考えると、53歳で突然死という異常な出来事があったという主張こそ総合的に採用されるべきと考える。突然死の事例は数多くあると思う、全国センターに結集された各地の経験を学びたい。

（山梨センター 保坂忠史）

## インフォメーション

# 精神障害の請求件数は連続して過去最多

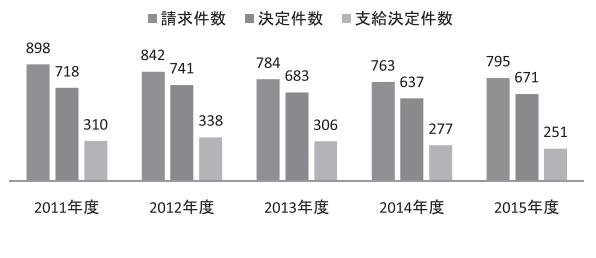
## 2015年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚労省は、6月24日、「平成27年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。精神障害についての申請は初めて1500人を超え過去最多となりました。脳・心臓疾患等の労災申請も、前年度から増加し、高止まりとなっています。労働時間規制の緩和ではなく、労働時間の上限や勤務間インターバル規制が求められています。

### 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

[1]請求件数は795件であり前年度に比べ32件の増。「業務上」の支給決定件数は、251件で前年度に比べ26件減少しています。【図1】

図1 脳・心臓疾患に関する労災請求・決定件数の推移



[2]年齢別では、請求件数で「50~59歳」263件、「60歳以上」233件、「40~49歳」198件、の順で多く、支給決定数は「50~59歳」91件、「40~49歳」80件の順で多くなっています。【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求・結紛及び支給決定件数

	2014年						2015年					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
19歳以下	1	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20~29歳	10	3	15	9	7	5(19)	8(0)	13(1)	5(0)	6(0)	3(0)	3(0)
30~39歳	81	27	63	26	39	21(82)	35(3)	77(10)	30(1)	36(3)	15(0)	15(0)
40~49歳	222	90	190	79	93	42(198)	72(7)	185(15)	76(5)	80(2)	39(0)	39(0)
50~59歳	251	65	220	75	111	40(263)	99(2)	208(15)	77(1)	91(1)	32(0)	32(0)
60歳以上	198	57	149	56	27	13(233)	69(6)	187(27)	58(7)	38(5)	7(1)	7(1)
合計	763	242	637	245	277	121(795)	83(18)	671(68)	14(1)	251(11)	96(1)	96(1)

(注)内は女性の件数で、内数である。

### 精神障害等の労災補償状況

[1]請求件数は1515件で、前年度比59件の増となり過去最多。「業務上」の支給決定件数472件で、前年に比べ25件の減となっています。

認定率は年度ごとにみると、2013年度、36.5%、2014年38.0%、2015年36.1%と推移しています。認定率は昨年より減少し、請求者の増を考えると「業

務外」となった人の増加が懸念されます。「自殺」(未遂を含む)の請求件数は前年度より14件減少しています。請求件数の約4割が女性です。【表2】

表2 精神障害の労災認定補償状況

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
精神障害	請求件数	1272	1257	1409	1456
	決定件数	1074	1217	1193	1307
	うち支給決定件数	325	475	436	497
	(認定率)	30%	39%	36.5%	38%
うち自殺(未遂を含む)	請求件数	202	169	177	213
	決定件数	176	203	157	210
	うち支給決定件数	66	93	63	99
	(認定率)	38%	46%	40%	47%

(注)内は女性の件数、認定率の( )内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数

[2]年齢別では、請求件数は「40~49歳」459件、「30~39歳」419件、支給決定件数は「40歳~49歳」147件、「30~39歳」137件の順で多くなっています。【表3】

表3 精神障害の年齢別請求・決定及び支給決定件数

年 年齢	2014年			2014年		
	年 年齢	請求件数		うち自殺	請求件数	
		年 年齢	年 年齢		年 年齢	年 年齢
19歳以下	15	1	11	1	9	0
20~29歳	297	40	271	49	104	19
30~39歳	419	52	390	52	138	23
40~49歳	454	72	392	61	140	28
50~59歳	217	37	199	38	86	23
60歳以上	54	11	44	9	20	6
合計	1456	231	1307	210	497	99
	1515(574)			199(15)		
	1306(492)			205(16)		
	472(146)			93(5)		
	(36.1%)(29.7%)			(45.1%)(31.3%)		

\*自殺は未遂を含む\* ( )内は女性の件数で内数

[3]出来事別決定及び支給決定数では、「特別な出来事」87件「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」75件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」60件の順で多くなっています。【表4】

表4 精神障害の出来事別決定及び支給決定数(抜粋)

出来事の類型	2014年			2015年		
	具体的な出来事	決定件数		うち支給決定件数	決定件数	
		うち自殺	うち自殺		うち自殺	うち自殺
(重度)の病気やケガをした	79	7	43	58(23)	3(0)	34(7)
悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	101	0	72	0(0)	45(24)	0(0)
重大な仕事上のミスをした	40	19	17	9(34)	10(1)	11(2)
世人の発生	129	39	50	20(152)	39(42)	75(17)
仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせた	89	24	55	13(55)	7(1)	36(5)
1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	27	4	15	1(38)	7(0)	25(5)
2週間以上連続勤務を行った	52	12	10	4(55)	11(1)	13(2)
4 役割・地位の変化	169	14	69	4(151)	6(1)	60(22)
5 対人関係	221	13	21	4(251)	13(3)	21(6)
6 セクシャルハラスメント	47	2	27	0(44)	4(4)	0(0)
7 特別な出来事(心理的負荷が極度のもの等の件数)	61	19	61	19(87)	26(17)	87(17)

(編集部)